

平成10年第3回沼田町議会定例会会議録 (2日目)

平成10年9月18日(金)

午後15時12分開会

1. 出席議員

議長	4番	吉尾政春	議員	1番	谷口清治	議員
	2番	橋場守	議員	3番	大沼恒雄	議員
	5番	吉田俊一	議員	6番	吉田好宏	議員
	7番	森井章夫	議員	8番	横山峯生	議員
	9番	野道夫	議員	10番	久保寛	議員
11番	山木一男	議員		12番	杉本邦雄	議員
13番	室田俊朗	議員		14番	中村進	議員
15番	山田英次	議員		16番	伊藤初	議員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	篠田久雄	君	農業委員会委員長	小西義光	君
----	------	---	----------	------	---

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

助役	西田篤正	君	収入役	篠田繁彦	君
総務課長	市橋忠晴	君	財政課長	平木昭良	君
産業課長	矢野潔	君	水道課長	松田剛	君
民生課長	半田昭雄	君	振興室長	中村幸雄	君
建設課長	藤間武	君	和風園園長	清水勝之	君
旭寿園園長	高儀博幸	君	在宅介護支援センター所長	佐藤幸一	君
			デイサービスセンター所長		

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長	久本博美	君	次長	野原耕次	君
-----	------	---	----	------	---

6. 農業委員会会長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 (矢 野 潔) 君

7. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 石 脇 敏 彦 君 書 記 富士原 智 君

開 会 午後 15 時 12 分

(開 会 宣 言)

○議長（吉尾政春議長） 只今定足数に達しておりますので、これより2日目の会議を開きます。

(会議録署名議員の指名)

○議長（吉尾政春議長） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、9番野議員、10番久保議員を指名致します。

(一般議案)

○議長（吉尾政春議長） 日程第2、議案第46号、平成10年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。

○議長（吉尾政春議長） ちょっと休憩します。

15時13分

○議長（吉尾政春議長） 再開致します。

15時17分

○議長（吉尾政春議長） 民生課長説明して下さい。

○民生課長（半田昭雄民生課長） それでは、説明させていただきます。議案第46号、平成10年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について、平成10年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成10年9月16日提出。沼田町長名。

別冊の補正予算第2号をごらん頂きたいと思います。

(別冊、補正予算第2号説明)

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉尾政春議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮りいたします。議案第４６号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました

（１５時２０分 和風園園長 入室）

○議長（吉尾政春議長）日程第３、議案第４７号、平成１０年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。園長。

○旭寿園園長（高儀博幸園長）議案第４７号、平成１０年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について、平成１０年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成１０年９月１６日提出。沼田町長名。

別冊の補正予算第２号をお開き頂きたいと思います。

（別冊、補正予算第２号説明）

○議長（吉尾政春議長）説明が終わりました。これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮りいたします。議案第４７号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました

○議長（吉尾政春議長）日程第４、同意第２号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（篠田久雄町長）同意第２号、教育委員会委員の任命について。下記の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の

規定によって、議会の同意を求める。現在の山本秀雄教育委員長が、10月の17日をもって任期満了となりますので、~~~~~
~~~~~  
~~~~~非常に熱心で、現在下の略歴じたいが~~~ように、空知管内市町村教育委員会連絡協議会のほかにも大変重要な役割をしていらっしゃる。非常に町内外からも期待されている方でございますので、再度選任致したいと思ひまして、同意を求める次第でありますのでどうぞよろしくご同意賜われますようお願い申し上げまして、説明に変えさせて戴きます。

○議長（吉尾政春議長）説明が終わりました。お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、質疑討論を省略したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）ご異議なしと認めます。よって本案の質疑討論は省略することに決しました。本案について採決致します。お諮りいたします。同意第2号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり同意することに決しました

○議長（吉尾政春議長）休憩をいたします。

15時22分

○議長（吉尾政春議長）再開をいたします。

15時23分

○議長（吉尾政春議長）議事日程の追加についてをお諮りいたします。只今、報告3件、条例1件、請願2件、陳情1件について追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）ご異議なしと認めます。よって、日程第5、総務文教常任委員会所管事務調査報告。日程第6、委員会審査報告（陳情第3号医療・福祉・社会保障の充実を求める陳情について 平成10年6月18日産業民生常任委員会付託）。日程第7、沼田町議会議員定数審査特別委員会審査報告。日程第8、沼田町議会の議員の定数を減少す

る条例の一部を改正する条例について。日程第 9、請願第 3 号、「食料・農業・農村地域に関する新たな基本法」の制定に関する請願について。日程第 10、請願第 4 号、主要稲作農家の経営安定緊急対策等に関する請願について。日程第 11、陳情第 4 号、季節労働者の雇用対策に関する陳情について。以上、日程に追加することに決しました。

○議長（吉尾政春議長）日程第 5、総務文教常任委員会所管事務調査報告を議題と致します。委員長の報告を求めます。

（久保委員長 登壇）

○委員長（久保委員長）総務文教常任委員会所管事務調査報告。本委員会は、申し出た案件について調査を終了したので、その結果を次のとおり会議規則第 77 条の規定により報告致します。

（以下、報告書朗読）

○議長（吉尾政春議長）委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これにて、本報告は終了致しました。

○議長（吉尾政春議長）日程第 6、委員会審査報告を議題と致します。委員長の報告を求めます。産業民生常任委員長。

（山木委員長 登壇）

○委員長（山木委員長）委員会審査報告。平成 10 年第 2 回定例会において、本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告する。

（以下、報告書朗読）

○議長（吉尾政春議長）委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。議案陳情第3号に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり採択すべきものとして決定してご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長）日程第7、沼田町議会議員定数審査特別委員会審査報告を議題と致します。委員長の報告を求めます。

（吉田俊一委員長 登壇）

○委員長（吉田俊一委員長）委員会審査報告。平成9年第1回定例会において、本委員会に付託された案件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告する。

（以下、報告書朗読）

○議長（吉尾政春議長）委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。2番。

○2番（橋場 守議員）文書的に色々矛盾があるところがあるんですが、それは別として、審査日程の中に、商工会の役員或いは市街地区町内会長、或いは行政区長などとの懇談会をした事が記せられています。私これを傍聴に行っていましたので、状況から言いますと、初め商工会の役員の中でも色々経費の問題が出たんですけども、最終的にはこういう情勢であるから相当部分のお金が国から来るのであれば、これは居なくなれば来なくなるだけですから、それであれば今のままで頑張りたいという事に、私が傍聴した懇談会の中では最終的にはこういう結論に至ったんですよ。それでここに見て、最後の方に近い将来地方分権時代を迎えるにあたって、地方の役割が相当複雑多岐になってくることから、行政の監視機能を担う議会の役割は重くなるという意見なのに、何故1減になったのか、ちょっと分からないので、これであれば現状のままで行くというのが本筋でないかなと思うのですが、すなわち一名減というところのギャップというか、そこらあたりをどうしてこうなるのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（吉尾政春議長）委員長。

○委員長（吉田俊一委員長）後段のところに、一応意見でですね各委員会の中身で、色々な検討をした結果、大体どこの町村も偶数減が妥当だという意見がございました。しかし、色々な結果、一名減にしたということは、いま貴方が言われるこれから地方分権の時代で非常に多岐に渡るだろうという中身も考慮しながら、2名の者をあえて1名減にしたという事です。

○2番（橋場 守議員）ここに書いていることは分かる。1減したという事は、何故そうなるのかなという事が分からないのです。偶数にするというのは、議長がいて、議場が採決する場合に偶数だと賛否同数になる可能性があるので、それを防ぐために偶数の定数になってる訳なんですけど、それは分かるんですがここにこれから益々議員の役割が大事になるんだという事が書いてあれば、そっちの方が伯仲したんだけど、重要視する方を、大変なんだという方が多かったという事になれば、一名減でなくて現状維持という結論になると思うのですが。

○委員長（吉田俊一委員長）もっとも、そういう意見もとおりましょう。しかしですね、世論の実情は、やはり2名ぐらい減にしてはどうだろうかという意見もあり、そういう意見も踏まえながら、橋場議員の言うとおりじゃあ現状でどうなのかと言われますけども、一般通常世間の皆さん方の意見も勘案しまして、偶数でやるべきものをあえてここで、一名減にしたという事なので御了解願いたいと思います。

○議長（吉尾政春議長）ほかに質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）質疑なしと認め、以上報告済みと致します。

○議長（吉尾政春議長）日程第8、議案第48号、沼田町議会議員の定数を減少する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

○議長（吉尾政春議長）ここで休憩を致します。

15時38分

○議長（吉尾政春議長）再開を致します。

15時39分

○議長（吉尾政春議長）ただいま修正案を添えて、修正動議が提出されました。提出者より説明を求めます。10番久保議員。

○10番（久保議員）

(久保議員 登壇)

○10番(久保議員) 只今、事務局から配布されました文書の朗読をもって、動議とさせていただきます。議案第48号、沼田町議会議員の定数を減少する条例の一部を改正する条例に対する修正動議。

(以下、別紙修正案朗読)

○議長(吉尾政春議長) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。2番。

○2番(橋場議員) ここに議員必携が、議会に当選した時にですね議会事務局から私達に頂いたものですが、これを一応参考にしましてでも、日本国憲法の中に初めて地方自治の1章が設けられた、これは戦後の事なんです。戦前は、議会そのものがあっても、国の決めた事をそのまま住民に押し付ける役割を果たされていたのが、戦後はじめて民主主義の根幹として地方自治というものをきちっと設けられたわけです。その基本となるべき事項を～～されたことであると、これによって住民の意思を反映した地方自治の確保が名文をもって保障されたのである。町には執行権を、議会には議決権を与える。相互にその権限を均衡させそれぞれの独断専行を抑制し、適性で広角的な行財政の運営の確保を目指すという事であります。共に住民の福祉向上という共通の大目的があり、その結果については双方ともに、直接住民に責任を負う制度となっているという事なんです。それで、特別委員会の報告にもあるように、これから益々自治体の仕事というのは大事になってくるし、しかも今情勢を見ますと、農業の情勢。おとついの一般質問の中でありましたように、このままでは農業潰れてしまう。医療に先程採択されました、医療の改正をやられたらもう病院にかかれなくなる人もある。こういう国の政治が、沼田の住民或いは日本国民全体なんですけども、そういう生きるか死ぬかという攻撃を加えてくるような悪政のもとでは、住民の命を守る防波堤になるのが議会なのです。自治体しかないのです。しかも、町長の方は、今自治法が改正されて、自治大臣から首切られる事はなくなりましたけれども、その改正まえには国で決めた事をあまりしないと自治大臣から罷免せれるというほど、町に対しては国からの色んな圧力が来るのです。そういうどんな圧力があっても、それを跳ね返す役目を果たせるのは議会だけなんです。私は議員から発議して、減数しよう

という事であれば、今いる人達の議員も中には役に立たないんだから良いんだという意見にもなりかねないというような危惧を考えるのです。私は先に言ったように、これから益々、住民の命、暮らしを守る防波堤になるということであれば、議員今までのとおりの、ようにするに自治法で決められた定数というのは、地域や人口によって、その住民の要求を本当に町政に反映させるためには、これが必要なんだという事で決められたものであるから、そうすれば今、先ほど住民の意思は減らせ減らせという事になっているように言われているけれど、こういう世論誘導がマスコミによってやられているんですよ。ですから、この際沼田町の議会だけでも、違う。減らされている方が間違いなんだという事を示す事が、今大事なんだと思うのです。そういう意味から、一つの例をあげると、生涯学習センターの今年当初予算に盛られた、本当の本計画書を委託するだけで、設計図を委託するだけでも約7千万です。これは、議会16人の一年の活動費の議会費に匹敵するようなものです。その前にも色んな、設計図を委託していますから、調査委託をしている。それひとつ作るだけでも、16人の議員の1年分の金以上になるのです。だから、議会がしっかりと目を見開いて、町政を見なきゃならない。そういう事になれば、やはり国が決めた自治法で決めた定数が本当は正しいと、そういう意味を意思表示する上でも、私は減らすべきでない、そういう事でこの提案には反対をいたします。

○議長（吉尾政春議長）他にご意見ありませんか。6番。

○6番（吉田好宏議員）6番吉田です。この修正案に対しまして、私は賛成討論を申し上げたいと思います。先ほども色々お話しがありましたように、奇数の場合は、可否同数の場合、議長の採決。こういう形が生まれてくるわけであります。こういった面の、第1点、第2点は、これからのやはり議員自らが行革に姿勢を示す、その態度が必要であります。過日の道新の中に、深川が24名、4名減と。これに対して、住民から、この声に対して賞賛をするという記事を見たのであります。ちょっと申し上げます。過疎による人口減や、財政急迫が続く中で、時期にかなう削減であり、この英断に1市民として敬意を表したい。私達の住む深川市、今後の農家人口の推計、中山間地帯では4割近くの減少につながるという非常に危惧がある。平地においても、3割の減少がまぬがれない状況だ。こういう状況を深川の市議会は、将来を見据えて議員定数の削減を決めた。その次に、こういう書き方をしております。橋本首相は、行政改革に火達磨になって取り組む、彼は参院の敗北によってやめましたけれども、しかし国会議員は議員自らの姿勢を示していない。国会議員の定数減これは当然考えてやらなきゃならない。或いは国会改革、自らの立場、人に委ね

るわけにはいかないのだ。自らが反省をしなければならない。こういうふうにこれに書いてございます。この報告書の中に、世論の声を謙虚に把握し、議会に反映する姿勢であるべきと思うと書いてあります。私は今日まで、多くの住民と接しております。私の肌で感じるのは、2名減は当然であります。それを無視する議員の姿勢、私は問われると思います。そういった事で、その修正動議に賛成を申し上げるところであります。以上。

○議長（吉尾政春議長）他にご意見ありませんか。ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決致します。お諮りします。議案第48号は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。そうです。修正案に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（吉尾政春議長）挙手多数であります。よって、修正案は原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長）日程第9、請願第3号、食料・農業・農村地域に関する新たな基本法の制定に関する請願を議題といたします。本請願については、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第3号は委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります。紹介議員より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略することに決しました。お諮り致します。請願第3号は採択すべきものと決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）ご異議なしと認めます。よって、本請願は、採択すべきものとして決しました。

○議長（吉尾政春議長）日程第10、請願第4号、主要稲作農家の経営安定緊急対策等に関する請願を議題といたします。本請願については、会議規則第92条第2項の規定によ

り委員会付託を省略致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第４号は委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります。紹介議員より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略することに決しました。お諮り致します。請願第４号は採択すべきものと決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）ご異議なしと認めます。よって、本請願は、採択すべきものとして決しました。

○議長（吉尾政春議長）日程第１１、陳情第４号、季節労働者の雇用対策等に関する陳情を議題といたします。本陳情については、会議規則第９２条第２項の規定により委員会付託を省略致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）ご異議なしと認めます。よって、陳情第４号は委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります。お諮り致します。提案者より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略することに決しました。お諮り致します。陳情第４号は採択すべきものと決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）ご異議なしと認めます。よって、本陳情は、採択すべきものとして決しました。

○議長（吉尾政春議長）休憩を致します。

15時54分

○議長（吉尾政春議長）再開を致します。

15時55分

○議長（吉尾政春議長）議事日程の追加について、お諮りします。ただいま、意見案等6件について追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）ご異議なしと認めます。よって、日程第12、意見案第6号、医療・福祉・社会保障の充実を求める意見書（案）について。日程第13、意見案第7号、食料・農業・農村地域に関する新たな基本法の制定に関する要望意見書（案）について、日程第14、意見案第8号、主要稲作農家の経営安定緊急対策等に関する要望意見書（案）について。日程第15、意見案第9号、季節労働者の雇用対策等に関する要望意見書（案）について。日程第16、意見案第10号、過疎地域活性化のための新立法措置に関する意見書（案）について。日程第17、閉会中の所管事務調査の申し出について。以上、日程に追加する事に決しました。

○議長（吉尾政春議長）意見案の一括議題のついてお諮りします。この際、意見案第6号から第10号までを一括して議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）ご異議なしと認めます。よって、意見案第6号から第10号までは一括議題とすることに決しました。日程第12、意見案第6号、医療・福祉・社会保障の充実を求める意見書（案）について。日程第13、意見案第7号、食料・農業・農村地域に関する新たな基本法の制定に関する要望意見書（案）について、日程第14、意見案第8号、主要稲作農家の経営安定緊急対策等に関する要望意見書（案）について。日程第15、意見案第9号、季節労働者の雇用対策等に関する要望意見書（案）について。日程第16、意見案第10号、過疎地域活性化のための新立法措置に関する意見書（案）についてを一括して議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略することに決しました。意見案第6号から第10号までを一括して採決致します。お諮りいたします。本5案は、原案どおり関係機関に提出することに、決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）異議なしと認めます。よって、本5案は、原案どおり関係機関に提出することに決しました。

○議長（吉尾政春議長）日程第17、閉会中の所管事務調査の申し出書を議題と致します。お諮りします。本件は、総務文教常任委員会、産業民生常任委員会が調査終了まで閉会中の所管事務調査の申出があります。説明を省略し、これを許可する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）ご異議なしと認めます。よって、本件は許可する事に決しました。

○議長（吉尾政春議長）以上で、本定例会に付議された案件は、すべて終了しました。これにて、平成10年第3回沼田町議会定例会を閉会致します。ご苦労様でした。

15時58分

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員